

## 第 7 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 2 9 年 9 月 1 9 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 2 9 年 9 月 1 9 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 平成 2 9 年 9 月 1 9 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名 欠席 0 名

| 議席番号      | 氏 名    | 出欠の別 | 議席番号 | 氏 名   | 出欠の別 |
|-----------|--------|------|------|-------|------|
| 会長 (2)    | 浮田 孝允  | 出    | 6    | 串田 修  | 出    |
| 職務代理人 (5) | 岸本 博   | 出    | 7    | 今東 徳雄 | 出    |
| 1         | 上岡 耕一  | 出    | 8    | 難波 勝利 | 出    |
| 3         | 大森 美也子 | 出    | 9    | 延澤 強哉 | 出    |
| 4         | 奥田 哲也  | 出    | 1 0  | 雪本 泰嗣 | 出    |

### 6 農業委員以外の出席者

|     |           |       |        |       |
|-----|-----------|-------|--------|-------|
| 事務局 | 担当局長      | 真田 明彦 | 参 事    | 箕浦 勝宏 |
|     | 総務・農政担当課長 | 倭 信幸  | 農地担当課長 | 佐藤 孝司 |
|     | 担当係長      | 入江 貢  | 副 主 査  | 橋本 聡実 |
|     | 副 主 査     | 大橋 和之 |        |       |

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
  - (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
  - (6) 一時転用申請不許可処分に対する審査請求に係る裁決書について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項による合意解約について



入江係長

1 ページ 2 番，遺贈による所有権移転で，新規に就農するものです。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 50 アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番，南区同時申請での経営上の理由による所有権移転です。受人は現在，南区所在の娘が代表を務める農業法人で耕作しており，引き続き果樹を個人で耕作するものですが，現地は果樹園の栽培ができる状態ではなく，営農計画書でもどのような農業をするのか明記されていないこと，本人からも明確な話がされなかったことから地区協議会では保留意見となっています。

5 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 24 アール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

6 番，7 番はどちらも交換による所有権移転ですので同時に説明します。6 番受人は約 63 アール，7 番受人は 57 アール農地をそれぞれ耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

8 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 31 アール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 20 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

9 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 92 アール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

10 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 89 アール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を願います。

上岡委員 2番から10番までの9件について協議したところ、4番は事務局の説明のとおりで、東区協議会では保留意見としています。

その他の申請等(1)の8件については審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については、4番を今回は保留とし、その他の9件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)について、4番を保留とし、その他の9件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区協議会の説明を、願います。

入江係長 3ページ1番、申請地は農用地区域内の農用地と判断され、転用目的は農業用車庫及び同進入路、農作業スペースです。受人は現在183アール農地を耕作しておりますが経営規模の拡大により作業効率もよい申請地を農業用車庫及び同進入路、農作業スペースに転用しようとするものです。農用地ですが、「農用地利用計画において指定された用途」に該当し例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を願います。

上岡委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)について、1件を許可と決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。  
事務局から中区協議会の説明を、お願いします。

橋本副主査

４ページ１番、２番は敷地を２区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため、同時に説明します。

１番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区福富西二丁目の姉の持ち家に、姉家族２人と計５人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため退去し、勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

２番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区平井一丁目の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、妻の実家に近く、両親の面倒をみることができる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

１番と２番について農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富で運送業を営んでおり、会社が保有する車輛３９台のうち２１台を親族企業の敷地を借りて保管していますが、借りている敷地の一部を返還する必要が生じたため、業務上便利である国道２号線沿線の申請地を譲り受けて露天駐車場に整備するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長

中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

今東委員

１番から３番までの３件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

それでは申請等（３）の３件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員

よろしい。

議長

それでは、申請等（３）は、３件を許可と決定します。

次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)の、審議に入

ります。事務局から説明を、お願いします。

入江係長 5 ページ 1 番, 2 番の 2 件で, 農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1 番, 2 番は財団から耕作者への所有権移転です。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられ, 東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)は、原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

入江係長 6 ページ 1 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で耕作します。

2 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で管理します。

3 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 自作地は届出人で耕作し, 貸付地は引き続き貸付けします。

4 番, 相続により所有権を取得しています。届出人で管理しますが, あっせん等の希望があり, 担当委員と協議する予定です。

7 ページ 5 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で耕作します。

以上は各地区協議会では, いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは, 申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について, 5 件を受理と決定します。

次に申請等(6)一時転用申請不許可処分に対する審査請求に係る裁決書についての, 審議に入ります。事務局から説明を、お願いします。

大橋副主査 別紙, 申請等(6)をご覧ください。こちらは, 先月 8 月総会で今日までの経過

等を含め説明しました案件で、この総会では審査請求に係る裁決書をご審議していただくものです。申請等（6）裁決書（案）をご覧ください。

裁決書、主文は本件審査請求を棄却するとして、説明します。

（以下、裁決書（案）を説明。）

以上が、裁決書の内容です。

東区協議会の協議では、原案のとおり決定することに異議なし、との意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（6）の一時転用申請不許可処分に対する審査請求に係る裁決書については、原案のとおり決定としてよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（6）については、原案のとおり決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（1）4条届については、8ページ1番から5番の5件です。転用目的は共同住宅の駐車場が1件、長屋建住宅が1件、露天駐車場が1件、公衆用道路が1件、集合住宅及び道路が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、9ページ1番から10ページ16番の16件です。転用目的は分譲住宅地及び駐車場用地が1件、住宅用地が4件、駐車場敷地が2件、分譲住宅地が5件、再生可能エネルギー発電設備が1件、分譲住宅及び公園が2件、長屋建住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、11ページ1番から7番までの7件です。解約理由は、耕作目的が6件、転用目的が1件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地改良届については、12ページ1番、2番の2件です。内容は普通野菜畑が2件です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もなければ以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地利用集積円滑化事業規定承認」決定について承認される。  
農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度保険への加入について、岡山県農業会議市町村農業委員・推進委員研修会について、「農業委員会だより（第86号）」の配布について、「2017年度農業委員会業務必携84号」の配布について説明する。

岸本職務代理

それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員